

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 2 月 10 日 (金) 第 386 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

公 安 委 員 会 規 則

○鹿児島県地方警察職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (※)

(警務課取扱い) 1

公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県地方警察職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 10 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 1 号

鹿児島県地方警察職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の退職手当の支給に関する規則 (平成18年鹿児島県公安委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 号 の 表 中

第 6 号 区 分	平成 8 年 4 月 以 後 平 成 18 年 3 月 以 前 の 給 与 条 例 の 公 安 職 給 料 表 の 適 用 を 受 け て い た 者 で そ の 属 す る 職 務 の 級 が 4 級 (警 察 本 部 長 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る も の に 限 る 。) , 5 級 (警 察 本 部 長 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る も の に 限 る 。) 又 は 6 級 で あ っ た も の
第 7 号 区 分	平成 8 年 4 月 以 後 平 成 18 年 3 月 以 前 の 給 与 条 例 の 公 安 職 給 料 表 の 適 用 を 受 け て い た 者 で そ の 属 す る 職 務 の 級 が 3 級 (警 察 本 部 長 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る も の に 限 る 。) , 4 級 (6 号 区 分 に 掲 げ る 者 を 除 く 。) 又 は 5 級 (6 号 区 分 に 掲 げ る も の を 除 く 。) で あ っ た も の

を

第 6 号 区 分	平成 8 年 4 月 以 後 平 成 18 年 3 月 以 前 の 給 与 条 例 の 公 安 職 給 料 表 の 適 用 を 受 け て い た 者 で そ の 属 す る 職 務 の 級 が 4 級 で あ っ た も の (警 察 本 部 長 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る 者 に 限 る 。) , 5 級 で あ っ た も の (警 察 本 部 長 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る 者 に 限 る 。) 又 は 6 級 で あ っ た も の
第 7 号 区 分	平成 8 年 4 月 以 後 平 成 18 年 3 月 以 前 の 給 与 条 例 の 公 安 職 給 料 表 の 適 用 を 受 け て い た 者 で そ の 属 す る 職 務 の 級 が 3 級 で あ っ た も の (警 察 本 部 長 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て 定 め る 者 に 限 る 。) , 4 級 で あ っ た も の (第 6 号 区 分 に 掲 げ る 者 を 除 く 。) 又 は 5 級 で あ っ た も の (第 6 号 区 分 に 掲 げ る 者 を 除 く 。)

に改め,

同条第 2 号中「平成 8 年 4 月」を「平成18年 4 月」に改め, 同号の表中

第 2 号区分	平成18年 4 月 1 日以後適用されている鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「平成18年 4 月以後の給与条例」という。）の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの	を
---------	---	---

第 1 号区分	平成18年 4 月 1 日以後適用されている鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「平成18年 4 月以後の給与条例」という。）の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの（警察本部長が人事委員会と協議して定める者に限る。）	に、
第 2 号区分	平成18年 4 月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級であったもの（第 1 号区分に掲げる者を除く。）	

第 6 号区分	平成18年 4 月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級（警察本部長が人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は 5 級であったもの	を
第 7 号区分	平成18年 4 月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級（警察本部長が人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は 4 級（6 号区分に掲げるものを除く。）であったもの	

第 6 号区分	平成18年 4 月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級であったもの（警察本部長が人事委員会と協議して定める者に限る。）又は 5 級であったもの	に改める。
第 7 号区分	平成18年 4 月以後の給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級であったもの（警察本部長が人事委員会と協議して定める者に限る。）又は 4 級であったもの（第 6 号区分に掲げる者を除く。）	

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。